

# 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図る。

## 施策の背景

- 現行では、免税販売のためには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を満たす必要
- 他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の不満の意見が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準がわからない」、「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らなかった」等と回答

(判別が難しい商品の例) ストッキング、電池、万年筆インク等

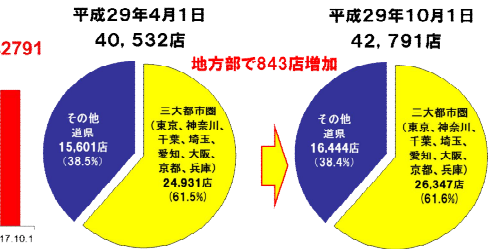
- また、免税店からも、「合算が認められれば外国人旅行者の『買い増し』が期待できる」との声も多数

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
  - ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
  - ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

## 免税店数の推移



## 三大都市圏と地方部の免税店数



## 要望の結果

- 免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

### 〈現行〉



ガラス細工 寄木細工  
一般物品

- ・5,000円以上
- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し



消耗品

- ・5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

### 〈追加〉



一般物品・消耗品

- ・合算で5,000円以上、50万円以下
  - ・特殊包装要
  - ・国内使用不可
  - ・30日以内の国外持ち出し
- 〈消耗品と同じ要件〉

※現行でも一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には消耗品の販売方法によることとされている。

## これまでの消費税免税制度の拡充

### 〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

### 〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置等

### 〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

### 〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設